

消防局施設における自動販売機設置に係る
名古屋市有地及び建物の一時貸付
【一般競争入札(郵送入札方式)】
(令和8年4月1日以降設置分)

入札案内書

申込受付期間:令和7年12月23日(火)～令和7年1月20日(火)

入札書提出期限:令和8年2月24日(火)

開札日:令和8年2月25日(水)



(名古屋市消防局ロゴマーク)



(シティプロモーション ブランドロゴ)

名古屋市消防局
Nagoya City Fire Bureau

目次

◇ 入札のあらまし	P1・2
◇ 入札説明書	P3～13
第1 貸付物件	P3
第2 参加者の資格	P3～5
第3 自動販売機の設置条件	P6
第4 申込・受付	P7
第5 入札方法等	P8
第6 入札保証金	P9
第7 入札金額	P9
第8 入札書	P10
第9 開札・落札者の決定	P11
第10 契約の締結	P11
第11 貸付料の納付	P12
第12 契約保証金	P12
第13 販売実績の報告	P12
第14 お問い合わせ先	P12
◇ 貸付物件一覧表	P13
◇ 共通仕様書	P14～16
◇ 物件別特記仕様書	P17・18
◇ 公有財産一時使用契約書(ひな形)	P19～23
◇ 封筒記載例	P24
◇ 入札参加申込書(申込書・記載例)	P25～28
◇ 事務担当者票(提出票・記載例)	P29・30
◇ 法人役員に関する調書(調書・記載例)	P31・32
◇ 入札書(入札書・記載例)	P33・34
◇ 委任状(委任状・記載例)	P35・36
◇ 貸付決定通知書	P37

入札のあらまし

名古屋市消防局施設における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付は、最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方に、名古屋市の施設及び土地を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。また、入札参加にあたっては、この入札案内書や各法諸規制及び現地の状況を確認してください。

「入札のあらまし」は以下のとおりです。

入札案内書 の配布 (この案内書)	令和7年12月23日(火)～令和8年1月20日(火) 名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。 (https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1035043/1044117.html) 物件ごとに仕様が異なりますので、内容をよくご確認ください。
申込・受付 (詳しくは 7・8ページ)	令和7年12月23日(火) ～令和8年1月20日(火)（午後5時必着） 郵送（書留又は簡易書留）による申し込みに限ります。
参加資格の 審査結果通知 (詳しくは 7・8ページ)	令和8年2月上旬 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）へ「入札参加書」等を郵送します。なお、本局から内容の確認を行う場合があります。
郵送入札 (詳しくは 8ページ)	入札参加書到着後 ～令和8年2月24日(火)（午後5時必着） 郵送（書留又は簡易書留）により入札書類を提出してください。 「入札書」（様式4）（入札を委任する場合は「委任状」（様式5）も）は名古屋市公式ウェブサイトより書式をダウンロードしてください。

(次ページへ)

開札 (詳しくは 11ページ)	令和8年2月25日(水) 午前10時 開札場所：名古屋市役所 消防局総務部施設課執務室内 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした者を落札者とし、「貸付決定通知書」(様式6)により通知します。
-----------------------	---



契約の締結 (詳しくは 11ページ)	契約締結期限：令和8年3月12日(木)午後5時 当初の契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとしますが、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年を限度(最大令和13年3月31日)に、1年を単位として更新を申請できます。更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。
--------------------------	--



契約保証金 及び 貸付料の納付 (詳しくは 12ページ)	契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除することがあります。
--	--



自動販売機の 設置	新規設置の物件等で本市が特に認めた場合を除き、原則として設置工事等は契約期間内に行ってください。貸付開始日から営業を開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。
--------------	--

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、お申込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付物件

- 1 貸付物件は、入札案内書の貸付物件一覧表及び物件別特記仕様書のとおりです。
(物件数 1件 台数 1台)
- 2 入札は物件番号ごとに行います。1人の入札者が複数物件に入札することもできます。
- 3 貸付物件には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込み前に設置場所の確認をしてください。
- 4 物件ごとに特記仕様があります。詳しくは入札案内書の物件別特記仕様書をご参照ください。
- 5 現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自分で現地確認を行ってください。

第2 参加者の資格

- 1 次のいずれか一つにでも該当する方は、入札に参加することができません。
 - (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する方
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する方
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない方(ただし、当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている方を除きます。)
 - (4) 次に掲げる著しい経営不振の状態にある方(ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた方を除きます。)
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている方
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている方
 - (5) 入札公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間中の方
 - (6) 入札公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年2月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置を受けている方
 - (7) 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機等(設置する種類のものを設置した実績を有しない方
 - (8) 入札公告の日から過去3か月以内に、自動販売機設置等に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった方
- 2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約においても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員(法人の場合は、法人の役員等全員を含む)について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名の情報を提出していただきます。(詳しくは「第4 申込・受付(7ページ)をご参照ください。)情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には、一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成20年1月28日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

(物件ごとに異なりますので、物件別特記仕様書をご参照ください。)

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の貸付期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、令和9年4月1日から4年を限度に1年を単位として更新できます。(最大令和13年3月31日まで)
- (2) 更新を希望される場合は、毎年度10月末日までに消防局施設課まで申し出てください。更新時及び年度途中における契約金額や契約条件の変更はできません。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

4 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。名古屋市の施設から電気を供給する物件は、各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、名古屋市が指定する期限までに名古屋市の指定する方法で全額納付してください。なお、単独引込により給電を行うものについては、この限りではありません。

5 設置機器の仕様

自動販売機設置の際には共通仕様書(清涼飲料水又は清涼飲料水と食品等の複合機)に記載された仕様を遵守してください。また、それぞれの物件ごとに個別の仕様があり、物件別特記仕様書に記載しておりますのでそちらも満たすようにして下さい。

6 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 公有財産一時使用契約書(ひな形)、共通仕様書(清涼飲料水又は清涼飲料水と食品等の複合機)及び物件別特記仕様書記載の事項を遵守すること。

7 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

第4 申込・受付

受付期間	令和7年12月23日(火)～令和8年1月20日(火)午後5時必着
郵送先	<p>あて先 〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市消防局施設課 あて ※封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。</p>
必要書類等	<p>(1) 入札参加申込書(様式1) 1通 ・ 事務担当者票(様式2) 1通 入札案内書に書式と記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからも ダウンロードできます。</p> <p>(2) 【個人の場合】住民票の写し(謄本) 1通 【法人の場合】現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書 1通 法人役員に関する調書 1通 ※住民票の写し、現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書は、 発行後 3か月以内のもの(令和7年12月23日受付の場合、令和7年9月24 日以降発行のもの)で、連名で申し込む場合は連名者全員のもの。</p> <p>(3) 【個人法人いずれも】入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理・運 営する自動販売機(清涼飲料水又は清涼飲料水と食品等の複合機)を設 置した実績を証明するもの(官公庁に設置した場合は行政財産使用許可 書又は契約書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し) ※本市に設置した実績がある場合は、行政財産使用許可書又は契約 書等の写し。 ※連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要です。</p> <p>(4) 【個人法人いずれも】返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当 者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手(460円)を貼 った長形3号(12cm×23.5cm)封筒</p>
注意事項	<p>(1) 書類の提出は郵送(書留又は簡易書留)に限ります。電話、持参、ファッ クス、E-mailによる申請はできません。</p> <p>(2) 期限までに到達しない申込み、必要書類の添付されていない申込みは原 則無効となりますので、早めにご発送ください。</p> <p>(3) 役員の交代又は社名変更などを予定している法人の方は、事前にご相談 ください。</p> <p>(4) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。</p> <p>(5) 提出期間終了後は、提出された書類等の差替え又は再提出は認めませ ん。ただし、本市から指示があった場合は除きます。</p>
参加資格の 審査結果通知	<p>申込み受付後、参加資格について審査をし、入札参加者へ令和8年2月上 旬に次の書類を郵送します。</p> <p>(1) 入札参加書 (2) 入札保証金納付書(入札保証金の納付が必要な方のみ) なお、本市から申込みの内容について確認を行う場合があります。また、万が 一書類が届かなかった場合は、「第15 お問い合わせ先」にご連絡ください。</p>

第5 入札方法等

入札方法	<p>書留又は簡易書留郵便による郵送入札方式により行います。</p> <p>普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。</p> <p>郵送した入札書の書換え、引換えはできません。</p>
入札期間	<p>入札参加書到着後～令和8年2月24日(火)(午後5時必着)</p> <p>上記期間前又は上記期間後に到着した入札は無効となります。</p> <p>入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。</p>
郵送先	<p>〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市消防局施設課 あて</p> <p>※ 封筒(表)に「入札書在中」と朱書きしてください。</p>
必要書類等	<p>(1) 入札書(様式4) 入札案内書に書式と記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は「第8 入札書」をご参照ください。</p> <p>(2) 委任状(様式5) (代理人が入札する場合) 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。入札案内書に書式と記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。代理人ごとに作成し、委任する物件番号を必ず記載してください。代理人は、同じ物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委任することはできません。</p> <p>(3) 入札保証金保管証書(領収書)の写し(入札保証金が必要な方のみ)</p>

第6 入札保証金

1 入札保証金とは、入札するにあたって、物件ごとにあらかじめ指定した金額を入札前に納めていただぐものです。

入札保証金額は、10,000円/1物件です。

なお、参加申込者が自ら管理・運営する自動販売機(入札物件と同種のもの)を設置した実績がわかる書類を提出して、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除されます。

2 入札保証金の納付が必要な方には、入札保証金納付書をお送りしますので、納付期限までに下記の場所で納めてください。

納付場所	名古屋市会計室会計課出納担当 名古屋市役所 西庁舎1階 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話番号:052-972-3004
取扱可能時間	午前9時から午後3時30分まで(土曜日、日曜日、祝休日を除く。)

3 入札保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に振り出された名古屋手形交換所扱い(小切手の右上に「名古屋」と印字されたもの)の自己宛小切手でなければなりません。

※ 名古屋手形交換所扱いの小切手であるかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

4 入札保証金の納付後、**入札保証金保管証書（領収書）**をお渡しします。この書類は、入札保証金の還付請求される際に必要となりますので、必ず保管してください。

5 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。

※ 還付の請求を受付してから、実際の還付まで1~2週間かかります。

6 複数物件に入札し、全物件落札できた場合又は一部の物件が落札できた場合、入札保証金は落札できた全物件の契約締結が完了した後に還付します。

7 入札保証金には、利子を付けません。

第7 入札金額

入札金額は、貸付料の**月額**を表示してください。最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方が落札者となります。**最低貸付価格(月額)**は、1台あたり屋内900円、屋外400円です。詳しくは、貸付物件一覧表をご参照ください。

第8 入札書

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書に書式と記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、郵送した入札書の書き換え又は引換えをすることはできません。
- 6 代理人は、同じ物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次の各号に該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない者が入札した場合
 - (2) 入札金額が最低貸付価格(月額)に達しない場合
 - (3) 入札金額を改ざんし、又は訂正した場合
 - (4) 記入事項を判読できない場合
 - (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない場合
 - (6) 一定の金額をもって入札金額が表示されていない場合
 - (7) 同一の物件に同一の者(その者の代理人を含む。)が2通以上の入札書を郵送した場合
 - (8) 委任状を提出していない代理人が入札した場合
 - (9) その他入札の条件に違反した場合

第9 開札・落札者の決定

開札場所	名古屋市役所 本庁舎1階 消防局総務部施設課執務室内
開札期間	令和8年2月25日(水) 午前10時開始
注意事項	(1) 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札者とし、貸付決定通知書(様式6)により通知します。 (2) 入札結果については、物件ごとに入札者数、落札者名、落札金額を市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。 (3) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
くじの実施	最高価格の入札者が複数あるときは、開札終了後、くじ引きにて落札者を決定します。その場合は、施設課が指定する日時及び場所で、該当する入札者にくじを引いていただきます。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札者を決定したときは、くじを引いた全員にその旨を確認していただきます。

第10 契約の締結

- 落札者には、契約担当課から契約書等の契約関係書類を郵送します。なお、公有財産一時使用契約書(ひな形)のとおりです。
- 契約締結期限は**令和8年3月12日(木)午後5時まで**です。それまでに貸付契約を締結しないときは、落札者の資格を取り消すことがあります。この場合、今後実施される自動販売機等設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 貸付契約は、入札申込者名義で行います。
- 今回の貸付に係る期間内解約の条件は、**借受人である自動販売機設置事業者から名古屋市への解約申し入れ後2ヶ月を経過したことにより終了すること**となりますのでご注意下さい。詳しくは「公有財産一時使用契約書」第18条第1項をご参照ください。

第11 貸付料の納付

貸付料は公有財産一時使用契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第12 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付月額(入札金額)の6か月分とします。
- 3 契約保証金の納付後、**契約保証金保管証書（領収書）をお渡しします。この書類は、契約保証金の還付請求される際に必要となりますので、必ず保管してください。**
- 4 契約保証金は、公有財産の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 5 契約保証金には、利子を付けません。
- 6 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第13 販売実績の報告

設置した自動販売機(清涼飲料水又は清涼飲料水と食品等の複合機)に係る月別販売数量及び月別販売金額について、半期ごとに名古屋市に報告していただきます。

第14 お問い合わせ先

入札事務、仕様等に 関すること	名古屋市消防局総務部施設課 TEL 052-972-3517
受付期間	令和7年12月23日(火)～令和8年3月12日(木) 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝休日を除く)

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

貸付物件一覧表

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	最低貸付価格 (月額・円)
消防-29	清涼飲料水 又は 清涼飲料水と食品等 の複合機	守山消防本署	庁舎西側屋外a	1	400

共通仕様書（清涼飲料水等）

名古屋市を貸付人とし、自動販売機設置事業者を借受人とする。なお、この仕様書（共通）のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 設置は令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日より以降の日になった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めるることはできない。
- (2) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、1台当たりの重量は約600kg以下とする。
- (3) 機種は、清涼飲料水又は清涼飲料水と食品等の複合機とする。また、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (4) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、借受人の負担とする。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り店舗の軸体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) 貸付人から電力の供給を受ける物件については、電気料金を計測するための子メーターを、借受人の負担により設置すること。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する飲料又は食品等の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際に貸付人は対応しない旨、及び借受人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 借受人は、自動販売機を撤去したときは、借受人の責任と負担のもとに原状復旧を行い、貸付人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定がない場合は、清涼飲料水に関しては、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。食品は菓子、栄養補助食品及びこれらに類するものとする。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書によるほか、貸付人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 貸付人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、借受人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 借受人は消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対

策は、関係法令を遵守し、徹底を図ること。

- (3) 光熱水費については、借受人の負担とし、そのうち貸付人が立て替えたものは貸付人が指定する期限までに全額納入すること。なお電気料金については、貸付人から電力の供給を受ける物件は、借受人が設置した子メーターの指示値により計算した使用料に電気料金単価(税込)を乗じて積算した額とする。
- (4) 借受人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、貸付人の指示に従うこと。
- (5) 借受人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 借受人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、借受人の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、貸付人の責に帰さない事由による場合は、借受人が補償すること。
- (9) 借受人は、機種の交換を行う場合は、予め貸付人に申し出たうえで、貸付人の承諾を受けなければならない。
- (10) 貸付人は、貸付人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、借受人は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は借受人が負担すること。
- (11) 借受人は、貸付人が公共上の理由により自動販売機の移転を求めたときは、求めに応じて移動するものとする。

4 その他

- (1) 借受人は貸付人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 借受人は、貸付人に、設置した自動販売機に係る月別販売数量及び月別販売金額について報告すること。なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。
- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。
- (4) 本仕様書に関しては、別添の「妨害又は不当要求に対する届出義務」「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等」及び「障害者差別解消に関する事項」の適用があるものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受託者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等

受託者は、貨物自動車を使用する場合、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。

障害者差別解消に関する事項

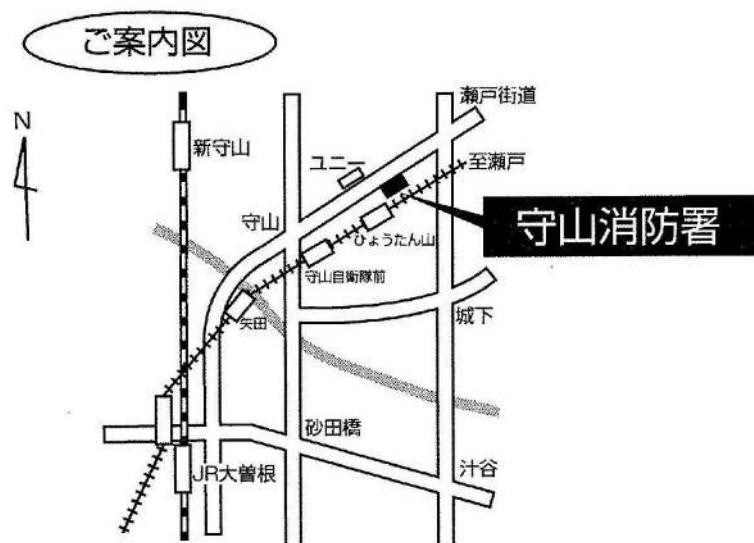
- 1 受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)、愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例(平成30年名古屋市条例第61号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成28年1月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 1に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
- 3 1及び2に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。
- 4 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

物件別特記仕様書（物件番号 消防-29）

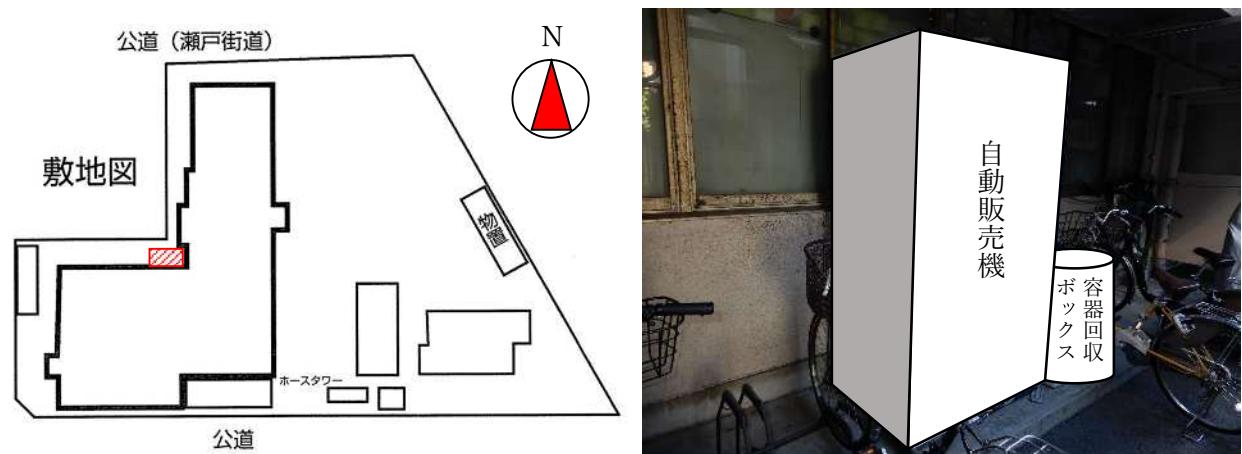
1. 自動販売機設置場所

物件番号	消防-29
所在地	守山区西新 11 番 8 号
設置場所	守山消防署本署 庁舎西側屋外 a
貸付面積	1.05 m ² (自動販売機スペース 幅 1.0m × 奥行 0.8m + 容器回収スペース 幅 0.5m × 奥行 0.5m)
設置台数	1 台

＜現地案内図＞



＜設置箇所詳細図＞



2. 自動販売機設置台数

1台（切替設置）

3. 特記仕様

既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は貸付人と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとします。なお、営業開始日が令和8年4月1日以降になった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めるることはできません。

4. 参考

- (1) 当該施設の職員数 73名（令和7年4月現在）
- (2) 設置場所は、職員専用部分です。
- (3) 本物件に設置されている自販機の令和7年4月～令和7年11月までの設置者のお申告による売上本数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
302	187	314	501	362	205	198	93

（記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上や稼働率を保証するものではありません。）

5. 問い合わせ先（施設の設置場所に関すること）

- ・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関する事）
消防局総務部施設課 電話 972-3517
- ・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関する事）
守山消防署総務課 電話 791-0119

貸付人名古屋市(以下「貸付人」という。)と借受人 (以下「借受人」という。)とは、次の条項により公有財産の一時使用契約(以下「本件契約」という。)を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければなら

ない。

(使用物件)

第2条 使用物件(以下「本件公有財産」という。)は、次のとおりとする。

所在地	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数
(施設所在地)	(施設名称)	(設置場所)	m ²	台

(指定用途)

第3条 借受人は、本件公有財産を自動販売機の設置のために使用しなければならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙共通仕様書及び物件別特記仕様書の内容を遵守しなければならない。

3 借受人は、本件公有財産について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

(貸付期間及び更新)

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 借受人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年間を限度(最大令和13年3月31日まで)に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

3 前項に定める借受人の申請は、各年10月末日までに貸付人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

(貸付料)

第5条 貸付料は、総額金「落札金額」×12か月 円(月額金「落札金額」円)とする。また、以降の年度に契約を更新するときも同様とする。

2 借受人は、前項に定める貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	期間	支払時期
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年度	期間	支払時期
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月分	令和12年4月末日

3 前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第6条 借受人は、本件契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 貸付人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、借受人に納入通知書を送付する。

3 借受人は、前項の納入通知書に定める日までに貸付人に電気料金を支払わなければならない。

4 単独引込により給電を行うものについては、本条は適用しないこととする。

(延滞金)

第7条 借受人は、第5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則(昭和39年規則第17号)第33条第1項に定める率により算定した延滞金を貸付人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 借受人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第9条 借受人は、貸付人に対して契約保証金として貸付月額6か月分を、貸付人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。

ただし、貸付人は、契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

2 前項に定める契約保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、貸付人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、貸付人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を借受人に書面で通知するものとし、借受人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を貸付人に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、借受人は、契約保証金をもって本件契約から発生する借受人の貸付人に対する債務の弁済に充当することを貸付人に請求できない。

6 貸付人は、本件契約が終了し、借受人から本件公有財産の明渡しを受けたときにおいて、借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した借受人の貸付人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から借受人の貸付人に対する一切の債務を控除した残額を借受人に還付する。

7 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によつても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第10条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対して届けなければならない。

(1) 借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。

(2) 借受人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。

(3) 本件公有財産が滅失又は損傷したとき。

(契約不適合責任)

第11条 借受人は、本件契約を締結した後、本件公有財産について数量の不足その他適合しないことを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(指定期日)

第12条 借受人は、本件公有財産を、貸付人が定める日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

2 借受人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 借受人は、貸付人の承認を得ないで本件公有財産を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第14条 借受人は善良な管理者としての注意をもって本件公有財産の維持保全に努めなければならない。

2 前項の定めにより支出する費用は、すべて借受人の負担とし、貸付人に対しその償還等の請求をすることができない。

3 借受人は、騒音、悪臭又は土壤汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 借受人は、本件公有財産を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第15条 貸付人は、本件公有財産について隨時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、借受人は、これに協力しなければならない。

2 借受人は、10月及び4月末に、本件公有財産に設置した自動販売機に係る直近半年分の月別販売数量と月別販売金額を報告しなければならない。

(違約金)

第16条 借受人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として貸付人に納付しなければならない。

(1) 第3条第1項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、本件公有財産を指定用途以外の用途に供したときは、貸付料5年分総額の100分の30に相当する額(円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。)。

(2) 第12条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに本件公有財産を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。

(3) 第13条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、本件公有財産を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、貸付料5年分総額の100分の30に相当する額。

(4) 第15条に定める調査協力義務を怠ったときは、貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 貸付人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために本件公有財産を必

要とするとき。

- (2) 借受人が、第3条第1項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、本件公有財産を指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 借受人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。
- (4) 借受人が、第12条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに本件公有財産を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (5) 借受人が、第13条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、本件公有財産を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (6) 借受人が、第14条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、本件公有財産を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 借受人が、第14条第3項の定めに違反したとき。
- (8) その他借受人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があつたとき。

(期間内解約)

第18条 借受人は、第4条に定める貸付期間中に、貸付人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、借受人の解約申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料(1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。)について、貸付人はこれを借受人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとし、既納の貸付料について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

2 借受人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分(前項ただし書きの場合は当該存続期間分)に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

(契約の失効)

第19条 天変地変により、その他貸付人及び借受人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって本件公有財産が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約はただちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、貸付人借受人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

第20条 貸付期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、借受人は自己の費用をもって工作物その他借受人が本件公有財産に付属させたものを撤去し、本件公有財産を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 借受人は、前項の定めにより本件公有財産を貸付人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、借受人が本件公有財産を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から本件公有財産の明渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第21条 本件契約が、第18条の定め(第23条により第17条に規定する不正行為としてみなされた場合を含む。)により貸付期間の中途中で解除された場合において、その原因が同条第1号によるとき、又

はその他借受人の責に帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

(損害賠償)

第22条 借受人は、本件契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第23条 借受人は、貸付期間が満了したとき、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、本件公有財産に投じた有益費、必要費及びその他の費用があつてもこれを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 本件契約に関して疑義があるときは、貸付人借受人協議のうえ、これを決定する。

(裁判管轄)

第26条 貸付人借受人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

印

借受人

印

封筒記載例

(裏面)

4 6 0 - 8 5 0 8

切
手

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市消防局施設課 行

入札参加申込書在中

又は

入札書在中

必ず朱書きしてください。



(様式 1)

入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住所

(フリガナ)
氏名

※法人の場合は主たる所在地・名称・代表者役職・氏名を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申しこみます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所

2 入札参加書送付先

住所 〒

氏名 電話

上記以外の電話

備考

- ① この申込書は、令和7年12月23日(火)から令和8年1月20日(火)午後5時までの間に、必要書類を添付して、名古屋市消防局施設課まで郵送(期限内必着)してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があつた後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - カ アからオまでの一に該当する事実があつた後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
- (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
- (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかつた者
- (13) 入札公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかつた者

2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記載例

(様式 1)

入札参加申込書

令和〇年〇月〇日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**(フリガナ)
氏名 **(名古屋株式会社)**(代表取締役) **名古屋 太郎**

※ () 内は法人の場合、記入してください。

※法人の場合は主たる所在地・名称・代表者役職・氏名を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所
消防 - 19	清涼飲料水又は清涼飲料水と食品等の複合機	守山消防署本署	庁舎西側屋外 a

2 入札参加書送付先住所 **〒***-*** 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号**氏名 **愛知 花子** **電話** **(***)-***-*******上記以外の電話****備考**

- ① この申込書は、令和7年12月23日(火)から令和8年1月20日(火)午後5時までの間に必要書類を添付して、名古屋市消防局施設課まで郵送(期限内必着)してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
- (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
- (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- (13) 入札公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者

2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

事務担当者票

入札参加申込書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

入札参加申込者	所在 地	〒
	商号又は名称	
	代表者 氏名	
	電話 番号	
資料郵送先	住 所	〒
	氏名又は 法 人 名	
	部 署 名 担 当 者 名	
	電話 番号	

事務担当者票

入札参加申込書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

入札参加申込者	所 在 地	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
	商号又は名称	名古屋 株式会社
	代表者氏名	代表取締役 名古屋 太郎
	電話番号	(052)961-1111
資料郵送先	住 所	〒460-8508 名古屋市中区三の丸二丁目1番36号
	氏名又は 法 人 名	名古屋 株式会社
	部 署 名 担 当 者 名	営業一課 愛知 花子
	電話番号	(052)972-2318

法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称				
所 在 地				
役職名	(フ リ ガ ナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		

※ 法人の役員について記載してください。

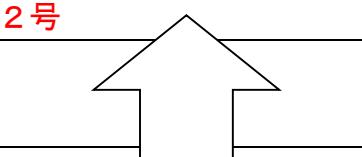
記載例

(様式 3)

法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称		名古屋株式会社		
所 在 地		△△市××区☆丁目口口番▲▲号		
役職名	(フ リ ガ ナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ タロウ) 名古屋 太郎	M・T・S・H 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目 1 番1号
取締役	(アイチ ハナコ) 愛知 花子	M・T・S・H 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸二丁目 1 番36号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	M・T・S・H 1・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目 1 番36号
監査役	(コウシャサブロウ) 公社 三郎	M・T・S・H 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目 2 番2号
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		

※ 法人の役員について記載してください。



代表役員については、法人登記簿に記載されている代表役員の住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。

(様式 4)

入札書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札申込者)

所在地

商号又は名称

代表者 役職・氏名

(代理人)

住所

氏名

令和7年12月23日公告の消防局施設における自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	施設名称	設置場所	金額(月額の貸付価格)						
			百万	拾万	万	千	百	拾	毫
消防-29	守山消防署本署	庁舎西側屋外a							

- (1) 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入して下さい。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札申込者の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入のうえ、代理人の住所・氏名を記入して下さい。
- (3) 金額は、最低貸付価格(月額)以上の金額を記入して下さい。
- (4) 金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に¥マークを必ず記入してください。
- (5) 金額の訂正はできません。入札しない物件は、金額を記入する必要はありません。

記載例

入札書

令和〇年〇月〇日

(あて先)

名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札申込者)

所在地 **個人の場合** 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称
代表者 役職・氏名

(代理人)

住所
氏名

<連名で入札する場合>

全員の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入が必要。

令和7年12月23日公告の消防局施設における自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	施設名称	設置場所	金額(月額の貸付価格)						
			百万	拾万	万	千	百	拾	毫
消防-29	守山消防署本書	庁舎西側屋外a			¥ 1	0	0	0	0

- (1) 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入して下さい。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札申込者の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入のうえ、代理人の住所・氏名を記入して下さい。
- (3) 金額は、最低貸付価格(月額)以上の金額を記入して下さい。
- (4) 金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に~~¥~~マークを必ず記入してください。
- (5) 金額の訂正はできません。入札しない物件は、金額を記入する必要はありません。

委 任 状

私は都合により
下記の権限を委任します。

委 任 事 項

令和7年12月23日公告の消防局施設における自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び
建物の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限

委任する物件番号	
----------	--

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓
約いたします。

令和 年 月 日

委任者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)
(氏 名)

(あて先)名古屋市長

委任状保管	取扱	
消防局総務部施設課	責任者	

委 任 状

私は都合により **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 愛知 花子** を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

令和7年12月23日公告の消防局施設における自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限

委任する物件番号	消防-29
----------	--------------

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和●年●月●日

委任者 (所在地) **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**
(商号又は名称) **名古屋株式会社**
(代表者 役職・氏名) **代表取締役 名古屋 太郎**

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所) **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号**
(氏 名) **愛知 花子**

(あて先)名古屋市長

委任状保管 消防局総務部施設課	取扱 責任者	
--------------------	-----------	--

(様式 6)

貸付決定通知書

〇〇第 号
令和 年 月 日

住所

氏名

名古屋市長 広沢 一郎

印

消防局施設における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、入札の結果、下記の公有財産についてあなたを落札者と認め、あなたも同物件の貸付けを行うことに決定しましたので、通知します。

記

1 物件の所在

物件番号	
施設名称	
設置場所	
設置台数	台

2 貸付価格

月額
¥ ★

3 貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、令和9年4月1日から4年を限度に1年単位で更新可

4 契約締結期限

令和8年3月12日